

厚 木 商 工 会 議 所

会 費 負 担 基 準 表

会費負担金額(年額)		資本金	従業員数	
			工業関係	商業関係
1 級	19,500	100 万円未満	2 人以下	2 人以下
2 級	22,800	100 万円以上	3 人以上	3 人以上
3 級	26,100	200 万円以上	5 人以上	4 人以上
4 級	29,400	300 万円以上	10 人以上	5 人以上
5 級	32,700	500 万円以上	15 人以上	6 人以上
6 級	36,000	1,000 万円以上	20 人以上	7 人以上
7 級	41,300	2,000 万円以上	50 人以上	10 人以上
8 級	44,600	3,000 万円以上	65 人以上	15 人以上
9 級	47,900	4,000 万円以上	70 人以上	20 人以上
10 級	51,200	5,000 万円以上	80 人以上	25 人以上
15 級	67,700	6,000 万円以上	100 人以上	30 人以上
20 級	84,200	7,000 万円以上	150 人以上	35 人以上
25 級	100,700	8,000 万円以上	200 人以上	40 人以上
27 級	110,300	9,000 万円以上	250 人以上	45 人以上
30 級	120,200	1 億円以上	300 人以上	50 人以上
40 級	153,200	2 億円以上	400 人以上	70 人以上
50 級	186,200	3 億円以上	500 人以上	90 人以上
57 級	211,300	4 億円以上	800 人以上	120 人以上
70 級	254,200	5 億円以上	1,000 人以上	150 人以上
80 級	287,200	7 億円以上	1,500 人以上	200 人以上
100 級	353,200	10 億円以上	2,000 人以上	300 人以上

※会費は、経理上の損金として処理できます。

また、消費税法第60条の定めにより、消費税の課税対象とはなりません。